

## 国民健康保険税に『子ども・子育て支援納付金分』が加算されます

●問い合わせ先 税務課 市税班 ☎096-248-1114

国が進める『こども・子育て加速化プラン』の一環として、令和8年度から国民健康保険税に『子ども・子育て支援納付金』が加算されます。  
合志市国民健康保険税の『子ども・子育て支援納付金分』は、所得割・均等割の2方式で加算されます。

18歳以上に賦課する保険税率	
所得割	0.1%
均等割	700円



▲市ホームページ

サンプル世帯での保険税額は以下のとおりです。

<b>モデル世帯①</b>	世帯主(40歳) 給与収入400万円、 配偶者(40歳) 給与収入0円、小学生2人の場合 <b>年額 3,700円</b>
<b>モデル世帯②</b>	世帯主(70歳) 年金収入250万円、 配偶者(65歳) 年金収入80万円 <b>年額 2,000円</b>
<b>モデル世帯③</b>	世帯主(70歳) 年金収入200万円 <b>年額 1,000円</b>
<b>モデル世帯④</b>	世帯主(30歳) 営業所得200万円 <b>年額 2,200円</b>
<b>モデル世帯⑤</b>	世帯主(30歳) 給与収入50万円 <b>年額 200円</b>

## 20歳以上60歳未満の厚生年金に加入している人へ 退職(失業)による国民年金保険料の特例免除制度

●問い合わせ先 健康ほけん課 保険年金班 ☎096-248-1275

会社を退職した人は、厚生年金から国民年金への切り替え手続きが必要になります。保険料の納付が難しい場合は、『特例免除制度』が利用できます。

- ▶特例免除制度**  
審査は、本人の所得を除外して行ないます。(自己都合退職も対象)
- ▶対象期間**  
退職(失業)した年の翌々年6月まで
- ▶配偶者の手続き**  
対象者が特例免除になった場合、被扶養配偶者も、同時に申請することで免除が認められます。  
※世帯主の所得などに一定以上の所得があるときは、免除されない場合もあります
- ▶必要なもの**  
・基礎年金番号がわかる書類(年金手帳など)またはマイナンバーが確認できる書類  
・失業を確認できる公的機関の証明の写し(離職票、雇用保険受給資格者証など)

- ▶申込方法**  
健康ほけん課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、須屋支所、泉ヶ丘支所に提出またはマイナポータル
- ▲マイナポータル

- ▶保険料の免除・猶予期間がある人へ  
将来のために『追納(後払い)』がおすすめ**  
免除・猶予を受けた期間があると、将来受け取る年金額が少なくなります。後から保険料を納めることで、年金額を増やすことができます。
- ▶対象期間**  
免除・猶予を受けた期間から10年以内  
※免除などの承認から3年目以降に追納すると、当時の保険料に加算額が上乗せ
- ▶申込・問い合わせ先**  
熊本西年金事務所 ☎096-353-0142

## 令和8年経済センサス活動調査実施中

●問い合わせ先 企画課 企画広報班 ☎096(248)1813

総務省と経済産業省は、6月1日を基準日として、令和8年経済センサス活動調査を実施しています。

この調査は、全産業分野の売上(収入)金額や、費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、わが国における事業所・企業の経済活動を全国的・地域的に明らかにすることを目的とした、基幹統計調査です。

調査の結果は、行政施策の立案や、民間企業で経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されます。

回答した内容は、『統計法』という法律の規定により適正に管理しますので、安心して回答してください。

**▼調査のしくみ**  
調査員が事業所を訪問して行なう『調査員調査』と、国が直接調査書類を送る『直轄調査』があります。

どちらの調査方法でも、まず、対象企業・事業所にはインターネット回答用の調査書類を送ります。期日までにインターネットで回答が完了していれば、調査員は訪問しません。

**▼調査員調査**  
支所などがない比較的小規模な単独事業所、個人経営の事業所などが対象です。

4月23日(木)までにインターネットでの回答が確認できなかった事業所、新設された事業所などには、5月末までに都道府県知事が任命する調査員が訪問して紙の調査票を配布します。6月8日(月)までにインターネットで回答するか、調査員に紙の調査票の回収を依頼してください。

**▼直轄調査**  
支所などがある複数事業所、資本金1億円以上といった比較的大規模な単独事業所などが対象です。

5月頃に国が郵送する調査書類を用いて、本所で傘下事業所を含めた情報インターネット回答をお願いします。

## 経済センサス活動調査



▲経済センサス活動調査キャンペーンサイト

## 男女共同参画のまちづくりに一緒に取り組んでみませんか 男女共同参画推進懇話会委員募集

●問い合わせ先 総務課 総務・男女共同参画班 ☎096(248)1112

男女共同参画推進に関する事項について、市民の皆さんの幅広い意見を聞いて、施策に反映させるため、第11期男女共同参画推進懇話会委員を募集します。

- ▼応募資格**  
・男女共同参画社会づくりに理解と意欲のある人  
・市内に在住または勤務する満18歳以上(令和8年4月1日時点)の人  
・年7回程度、平日に開催する懇話会に出席でき、不定期の各種イベントに参加できる人
- ▼募集人員** 3人程度
- ▼任期**  
7月1日から令和10年6月30日(2年間)
- ▼報酬など**  
会議などに出席した場合は、次の報酬と費用弁償を支給します。
- ・報酬 3700円(日額)
  - ・費用弁償 2200円(日額)
- ▼応募方法**  
住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記し、応募理由と『男女共同参画推進懇話会委員になってやってみよう』を添付して、〒861-1195 熊本市東区竹迫2-14-0 総務課 総務・男女共同参画班 まで郵送してください。
- ☎096(248)1196  
✉soumu@city.koshi.lg.jp

